

久留米市公告第140号

次の物件について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年3月17日

久留米市長 檜原 利則

1. 委託名	市営JR久留米駅西口駐車場管理業務委託
2. 委託の概要	久留米市が運営する市営JR久留米駅西口駐車場の駐車場管理業務を行うもの（詳細は仕様書および図面のとおりに）
3. 場所	久留米市京町170番地1
4. 期間	平成26年4月1日より平成27年3月31日まで
5. 参加要件	<p>・この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。</p> <p>(1) 入札書締切時点で、久留米市内に本社を有する者、または福岡県内に本社を有し、かつ久留米市内に支店・営業所を有する者。ただし、組合等が入札に参加する場合はその構成員については入札に参加することができないものとする。</p> <p>(2) 入札書締切時点で、自走式の立体駐車場、または地下駐車場を管理している者。</p> <p>(3) 市税の滞納がない者。</p> <p>(4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指定停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに受注者として不適当であると認められる者でないこと。</p> <p>(6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。</p>
6. 入札参加申請方法	<p>この競争入札に参加しようとするものは次に掲げる「条件付一般競争入札参加申込書」（様式1号）を都市建設部建築課へ提出し、競争入札参加についての確認を受けなければなりません。</p> <p>なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定の様式によるものとします。様式については、建築課で交付します。</p> <p>(2) 申請書提出時に次の書類を提出してください。</p> <p>① 法人の場合は法人登記簿、個人事業者の場合は身分証明書の写し</p>

	<p>②市税の納税証明書</p> <p>③実績確認書（様式第6号）※添付書類も含む</p> <p>④誓約書</p> <p>⑤役員等調書及び照会承諾書</p> <p>⑥入札保証金の納付免除する場合は、14ア又はイ記載の書類</p> <p>(3)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4)受付期間 平成26年3月17日から平成26年3月25日まで ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除きます。</p> <p>(5)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6)受付場所 久留米市役所都市建設部建築課 (久留米市城南町15-3 本庁舎11階)</p> <p>なお提出された書類は、参加資格の確認通知の結果にかかわらず返却しません。</p>
7. 仕様書の交付	<p>・仕様書は、久留米市都市建設部建築課で直接交付を受けてください。</p> <p>(1)交付期間 平成26年3月17日から平成26年3月25日まで ただし、土曜日および日曜日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。</p>
8. 仕様書についての 質疑応答	<p>・仕様書についての質疑及び回答については、次のとおり行います。</p> <p>(1)質疑の受付方法 本市指定様式「質問書」（様式第2号）をファックスにて受付</p> <p>(2)質疑の受付期間 平成26年3月17日から平成26年3月20日午後5時まで</p> <p>(3)質疑のファックス送信先 FAX 0942-30-9707 久留米市 都市建設部 建築課</p> <p>(4)質疑の回答について 3月25日までにメールにて回答する。</p>
9. 入札参加資格の 確認の結果について	<p>入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日終了までに提出された書類を持って行うものとし、その結果はメール及び郵送により通知します。</p> <p>(1)通知日 平成26年3月26日</p> <p>(2)通知方法 入札参加資格の有無について記載した「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」（様式3号）を送付する。</p>
10. 入札説明会	無し

11. 入札（開札）の開催及び提出書類	<p>入札及び開札の執行は、次のとおり行います</p> <p>(1) 日時 平成26年 3月27日（木） 午前10時30分</p> <p>(2) 場所 久留米市 都市建設部 建築課 11階会議室</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア) 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第3号）</p> <p>イ) 入札書（様式第4号）</p> <p>ウ) 委任状（様式第5号） ※代理人をして入札させる場合は必要</p> <p>エ) 内訳書 ※落札者のみ後日提出</p>
12. 入札の方法等	<p>・入札の方法等については、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 入札の方法は、総価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。</p> <p>(2) 入札金額の積算にあたっては、内訳書により金額を積み上げた合計額となること。</p> <p>(3) 入札書は指定様式（様式第2号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録員を押印すること。代理人の場合は、代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押印すること。</p> <p>(4) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税対象者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記入すること。</p> <p>(5) 入札書を訂正する場合は、訂正箇所を使用印鑑を訂正印として押印すること。ただし、入札金額の訂正は1回までとする。</p> <p>(6) 入札書は、必ず当該入札1枚のみを入札書に投函すること。いったん、投函した入札書は、その理由のいかんに関わらず、訂正や取り消しは行なえません。</p>
13. 予定価格	622,000（月額、税抜き）
14. 入札保証金	<p>入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（年額）の100分の5以上の金額を11の(1)記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。</p> <p>ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。</p> <p>イ 入札に参加しようとする者が、過去に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）</p>

15. 入札の無効	<p>・次に掲げる事項に該当する場合は、入札を無効とします。</p> <p>(1) 委任状を提出しない代理人が入札したとき。</p> <p>(2) 入札に際し、談合など不正な行為があると認められたとき</p> <p>(3) 入札書に入札者の記名、押印がないとき。</p> <p>(4) 入札金額やその他必要事項を確認しがたいとき。</p> <p>(5) 入札箱に当該入札 1 枚以上の入札書を投函したとき。</p> <p>(6) 訂正箇所には訂正印がないとき。</p> <p>(7) その他、入札に関する指示事項に違反した時</p>
16. 落札者の決定	<p>・開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定します。</p> <p>(1) 有効な入札を行なった者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札したものを落札者として決定する。</p> <p>ただし、その者が複数となった場合には、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退することはできない。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札しない場合は、2 回目の入札を行なうものとする。ただし、入札回数は 2 回以内とし、2 回目の入札で落札しない場合は入札不調とする。</p>
17. 入札結果等の公表	<p>この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市都市建設部建築課で閲覧に供することとする。</p>
18. 議会の議決	<p>無し</p>
19. 契約保証金	<p>必要（契約締結時に契約金額の 10% 以上又は履行保証を付していただきます。）</p>
20. 契約書の作成および締結	<p>落札者は、市から交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、平成 26 年 4 月 1 日に、これを市に提出しなければならない。</p> <p>また、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出しなければならない。</p> <p>なお、契約書の交付及び誓約書については、入札（開札）開錠において指示する。</p>
21. 支払条件	<p>前払金（無し） 部分払（無し） ※月払い</p>
22. その他	<p>(1) 入札参加者は、関係法令、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること</p> <p>(2) 入札したものは、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に意義を申し立てることはできない。</p> <p>(3) その他必要事項は、地方自治法、久留米市契約事務規則及びその他関係法令の規定するところによる。</p>